

平成28年（2016年）招集大阪狭山市議会定例会
12月定例会議会提出議案等の概要（市長提出分）

諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員を1人増員することに伴い、宮崎 加代子 氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの

議案第70号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員 加藤 慶子 氏の任期が平成29年1月9日で満了することに伴い、改めて同氏を委員に選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの

議案第71号 大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について

市民から見てよりわかりやすく、より市民の立場に立って行政需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の確立をめざし、平成29年4月1日から組織の再編や統合などの機構改革を実施するため、所要の改正を行うもの

議案第72号 職員の退職手当に関する条例並びに大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年1月1日施行の雇用保険法等の一部を改正する法律により、65歳以上の者への雇用保険の適用が拡大されることに伴い、改正前の雇用保険法による「高年齢継続被保険者」が雇用保険の適用対象外であった65歳以降に新たに雇用される者を含めて「高年齢被保険者」に改められたこと、及び従前の「広域求職活動費」に代わり、就職の面接時に子どもの一時預かりを利用する費用等も支給対象とする「求職活動支援費」が新設されたことから、同法の規定を引用する2条例について所要の改正を行うもの

議案第73号 大阪狭山市農業委員会の委員の定数条例について

平成28年4月1日施行の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員に関して、公職選挙法の準用による公選制及び農業団体等からの推薦による選任制が廃止され、市町村長による任命制となったことから、現行の大阪狭山市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに本条例を制定するもの

議案第74号 大阪狭山市議会議員又は大阪狭山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について

平成28年4月8日施行の公職選挙法施行令の一部を改正する政令により選挙公営に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、関係する3条例について、①議員及び市長の選挙運動用自動車のレンタル料・燃料費に係る公費負担限度額の引上げ、②議員及び市長の選挙運動用ポスター作成単価等の引上げ、③市長の選挙運動用ビラ作成単価の引上げなど、所要の改正を行うもの

議案第75号 大阪狭山市放課後児童会条例の一部を改正する条例について

放課後児童会負担金については、本市と放課後児童会に入会する児童の保護者との契約行為に基づくものであることから私債権として取り扱っているところ、本条例中の文言について私債権としての取扱いにより整合したものとするため、所要の改正を行うもの

議案第76号 平成28年度（2016年度）一般会計補正予算（第6号）について

地球温暖化対策実行計画の大幅な強化・拡充を図るため、国の補助金を活用して、市内公共施設の現状調査を行い、設備等の省エネルギー計画を策定するための経費で、歳入歳出それぞれ1,049万6千円の増額補正をするもの

議案第77号 平成28年度(2016年度)一般会計補正予算(第7号)について
主に(仮称)さやま西こども園用地拡張事業費、市内橋りょう修繕事業費、障がい者自立支援給付費などで、歳入歳出それぞれ1億115万6千円の増額補正をするもの

議案第78号 平成28年度(2016年度)介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

介護保険法の一部改正により新設される介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担額が高額介護予防サービス相当費等の対象となったこと、及び介護保険法施行令の一部改正により保険料段階の判定に用いる所得指標が見直されたことに対処するためのシステム改修費で、歳入歳出それぞれ474万2千円の増額補正をするもの

議案第79号 平成28年度(2016年度)東野財産区特別会計補正予算(第2号)について

大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ560万6千円の増額補正をするもの

議案第80号 平成28年度(2016年度)下水道事業会計補正予算(第1号)について

平成28年4月1日から本市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用したことに伴い、特別損失として貸倒引当金31万6千円を増額補正し、未収金8,345万9千円を1億625万8千円に改め、未払金4,332万円を5,973万4千円に改めるもの